

○山添拓君　そして、あわせて、今リニア中央新幹線の工事を進めるJR東海が、三月二十日に大深度地下の使用の認可申請を行っております。五月九日に申請書を公告し、十日から二十三日まで縦覧をして、ホームページに大量の申請書類をアップして、首都圏では沿線で一回ずつ説明会が行われています。

私も五月十一日に大田区で開かれた説明会に行ってきたんですが、あの大きい会場で、参加者はせいぜいその会場の収容人数の三割ぐらいで、百数十人の参加がありました。参加者の中からも地権者に周知をすべきだという意見がありました。自宅の下をリニアが通るかもしれないのに、知らされていないという方が余りにも多かったわけです。そもそも、JR東海は、大深度地下の認可申請を行った現時点で、ルート上に何人の地権者がいるかも把握していないとされていました。

全ての地権者に個別に知らせて説明を行うよう指導するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(栗田卓也君)　大深度地下は、土地所有者等による通常の利用が行われない空間であり、公共的事業のために使用しても通常補償すべき損失が発生するとは想定されないという特性があります。大深度地下使用制度は、このような大深度地下の特性を踏まえまして、土地収用法のように土地所有権等の取得に当たって事前補償の原則を取らず、簡素な手続で使用权の設定を認めるものです。

しかしながら、大深度法では、国民の権利の観点から、認可権者は、必要があると認めるときは事業者に対して、事業区域に係る土地及び付近地の住民に説明会の開催など認可申請書の内容を周知させるために必要な措置を講ずることを求めることができるというふうにされております。

国土交通省といたしましては、大深度地下を使用する事業につきまして、大深度法の趣旨にのっとり、地権者などの関係者に対し事業者による申請内容の周知が図られることが重要と考えております。

リニア新幹線についてのお尋ねもございました。

このような法律上の考え方を踏まえまして、リニア中央新幹線の使用認可申請の受理に際しまして、認可申請書の内容を地権者などに周知させるため、事業者であるJR東海に対しまして説明会開催など必要な措置を講ずるよう、本年四月二十四日付けで文書で要請したところでございます。事業者においては、説明会の開催に当たって、開催日時や場所について事業区域を含む地域の市区の広報紙への掲載、自治会回覧による周知などを行ったとの報告を受けております。

他方、委員今御指摘がございましたが、事業者が開催した説明会において、リニア中央新幹線の事業区域を知らない地権者等がおられるといった意見もあったと聞いて

ております。このことを踏まえまして、事業者に対し、事業区域の地権者等へ改めて事業区域を周知するよう要請をいたしました。事業者からは、事業区域に係る地権者等に対しまして、事業区域を示す図面を添付した上で、説明会資料等を事業者のホームページや事務所で公開、閲覧していること等について個別配付、郵送などにより周知を図ったと報告を受けているところでございます。

○山添拓君 少なくとも財産権の影響が及ぶ地権者などには個別に説明、家屋調査など徹底されたいということを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。